

宮代町公共工事前払金事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮代町会計規則（昭和62年宮代町規則第8号）第54条の2第2項の規定に基づく町の発注する公共工事に要する経費の前金払に関し、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象等)

第2条 前金払の対象工事は、一件の請負代金の額が500万円以上の建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。）とする。

2 前金払の割合は、当該工事の請負代金の4割以内とする。ただし、前金払をした後に請負代金の額を減額した場合は、当該前払い金の額を超えない範囲内において、改定請負代金の額の5割以内とする。

3 前項の場合において、当該工事の工期が2年以上にわたるときは、当該年度の歳出予算に計上した当該工事に対する予算の額の4割以内とする。

4 前払金の額は、4,000万円を上限とし、10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、町長が特に認める事業については、この限りでない。

(前金払の申請等)

第3条 前金払を受けようとする者は、契約締結後、遅滞なく前払金請求書（様式第1号）に公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条第1項の規定に基づく登録を受けた保証事業会社の発行する保証証書を添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求を受けた場合においては、請求書を受理した日から起算して、14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 前払金は、第1項の保証証書に記載された前払金預託金融機関の口座に振り込むものとする。

(前払金の精算)

第4条 工事内容の変更その他の理由により請負代金を増額又は減額したときは、宮代町建設工事標準請負契約約款（平成19年4月1日施行。以下「約款」という。）第34条第6項までの規定に基づき、前払金を精算するものとする。

(代理受領の禁止)

第5条 前金払を受ける工事契約に係る請負代金にあつては、約款第42条の規定にかかわらず、第三者による代理受領は認めないものとする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成10年3月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

前 払 金 請 求 書

年 月 日

宮代町長 様

請負者 住所
氏名 印

工事請負契約約款第 条 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

ただし、 年 月 日に締結した次の工事に対する前払金として

工事名	工事
工事場所	地内
請負代金	円

下記別口前払金専用普通預金口座にお振込みください。

金融機関名
本支店名
口座番号